

やまがたハッピーサポートセンター交流イベント等の共催に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまがたハッピーサポートセンター（以下、「センター」という。）が企業又は団体（以下、「企業等」という。）の行う交流イベント等について共催する場合における事務の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交流イベント等 企業等の従業員が企業等の枠を超えて交流するイベント、交流会、研修会等の催しものをいう。
- (2) 共催 交流イベント等の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(名義)

第3条 この要綱による共催の名義は「やまがたハッピーサポートセンター」とする。

(主催者)

第4条 主催者は、山形県内に事業所等があり、自社の従業員等が企業等の枠を超えて交流するイベント等を行う企業等（地方公共団体を除く）であり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 結婚相談、お見合い又は結婚の斡旋等の業務を主とする事業者
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする企業等
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある企業等

(承認の申請)

第5条 主催者は、交流イベント等の共催の承認を受けようとするときは、あらかじめ共催承認申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 主催者が企業間出会いサポーター推薦企業以外のものである場合は、主催者である企業等の会則、規約、役員名簿等当該団体の概要を示す書類
- (2) 交流イベント等の事業計画書、開催要領等事業の目的及び内容を示す書類
- (3) 交流イベント等に係る収支予算書
- (4) その他参考になる書類として会長が認める書類

(承認)

第6条 会長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その申請に係る交流イ

ベント等が次の各号のいずれにも該当するときは、これを承認することができる。

- (1) 交流イベント等の内容が企業等の若手社会人等が企業の枠を超えて交流するものであり、多様な出会いの機会の創出に寄与するものであること。
 - (2) 交流イベント等の参加者に独身従業員等を含むこと。
 - (3) 営利を目的とし、又は利益を上げるものでないこと。
 - (4) 政治的目的又は宗教的目的を有するものでないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあると認められるものでないこと。
- 2 会長は、前項の承認をしたときは、共催承認通知書により、当該主催者に通知しなければならない。
 - 3 会長は、共催の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（共催負担金）

第7条 会長は、前条の規定により共催を承認した交流イベント等について、予算の範囲内で共催負担金を交付することができる。

- 2 共催の承認を受けた主催者は、共催負担金の請求書（任意様式）を会長に提出し、共催負担金の交付を受けることができる。

（実施報告）

第8条 共催の承認を受けた主催者は、交流イベント等の終了後30日以内に、当該実施報告書（別記様式第2号）により当該交流イベント等の実施状況を報告するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。